

## 住宅性能証明業務手数料規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社ジェイ・イー・サポート住宅性能証明業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイ・イー」という。)が実施する、平成27年4月1日付け国住政第123号他「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成27年度改正について」に基づく住宅性能証明業務(以下「証明業務」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (住宅性能証明業務手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する証明業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

(1) 評価方法基準第5の5の5-1(断熱対策等級)及び評価方法基準第5の9の9-1(高齢者対策等級)の基準を評価する証明の場合

種 別		金額 (消費税込)			
		一戸建て住宅		共同住宅	
審査省略の有無 ①	同時現場審査の有無 ②	広島本社	東京支店	広島本社	東京支店
無	無	40,000円 <sup>※1</sup>	50,000円	K×40,000円 <sup>※1</sup>	K×50,000円
有	無	24,000円	30,000円	K×24,000円	K×30,000円
無	有	30,000円	33,000円	K×30,000円	K×33,000円
有	有	15,000円	20,000円	K×15,000円	K×20,000円

\* 審査省略が無い場合で一次省エネルギー消費量基準の場合は、上記金額に8,000円(消費税込)追加します。

\*K:戸数

※1:高齢者対策等級によるものは、30,000円(消費税込)とします。

① ジェイ・イーが交付する又は交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査の建築証明書、低炭素住宅建築証明書、フラット35Sの適合証明書、住宅省エネラベルの適合証又はエコポイント対象住宅証明書で、断熱等級4又は一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5の証明ができる書類提出の有無(増改築の場合は、①の審査省略無し)

② ジェイ・イーが行う確認、適合証明又は瑕疵担保保険の現場検査と、当現場審査を同時実施の有無  
なお、新築住宅又は既存住宅の購入等で既着工の場合は、同時現場審査有は適用されません。

○ 手数料には、現場審査手数料は含まれています。再度現場審査が必要な場合は、別途13,000円/回(消費税込)を申し受けます。

○ 同時現場審査が無い場合、ジェイ・イーから遠距離(100km超)の現場審査は、別途交通費を申し受けます。

○ 現場審査時期

● 新築住宅工事又は増改築等工事の場合

第1回 断熱材完了後、内装下地張り工事の着手前及び竣工時

第2回 竣工時

● 新築住宅の購入又は既存住宅の購入の場合

第1回 図面審査後速やかに

○ 変更申請の場合、上記金額を基準に変更項目の多少により減額することとし、別途見積りとする。

(2) 評価方法基準第5の1の1-1(3)(耐震等級)又は評価方法基準5の1の1-3(3)(免震等級)の基準を評価する証明の場合

種 別		金額 (消費税込)			
審査省略の有無 ①	同時現場審査の有無 ②	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社	東京支店	広島本社	東京支店
無	無	48,000円	65,000円	K×48,000円	K×65,000円
有	無	28,000円	39,000円	K×28,000円	K×39,000円
無	有	38,000円	52,000円	K×38,000円	K×52,000円
有	有	15,000円	20,000円	K×15,000円	K×20,000円

\* 審査省略が無い場合で、構造計算ソフトMidas I genを使用している場合は、上記金額に5,000円(消費税込)追加します。

\* K:戸数

① ジェイ・イーが交付する又は交付した設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は、建設住宅性能評価書)、長期優良住宅技術的審査の適合証、フラット35Sの適合証明書又は確認済証(構造計算書の添付が必要な場合に限る)で、耐震等級2以上又は免震建築物の証明ができる書類提出の有無

② ジェイ・イーが行う確認、適合証明又は瑕疵担保保険の現場検査と当検査を同時実施の有無  
なお、新築住宅又は既存住宅の購入等で既着工の場合は、同時現場審査有は適用されません。

○ 手数料には、現場審査手数料が含まれています。現場審査が2回以上必要な場合、又は再度の現場審査が必要な場合は、別途13,000円/回(消費税込)を申し受けます。

○ 同時現場審査が無い場合、ジェイ・イーから遠距離(100km超)の現場審査は、別途交通費を申し受けます。

○ 現場審査時期

- 新築住宅工事又は増改築等工事の場合
  - 第1回 基礎配筋工事完了時(コンクリート打設前)(全ての対象建築物)
  - 第2回等
    - 階数が3以下の場合(一戸建住宅又は共同住宅等) 躯体工事完了時※
    - 階数が4以上の場合(共同住宅等)
      - 最下階から数えて2階の床の躯体工事完了時及び3に7の数字の自然数倍の躯体工事完了時※
  - 注)※:RC造の床の場合は、配筋工事完了後コンクリート打設前
  - 最終回 竣工時(建築基準法に基づく検査済証の提出を受けた場合、免除)
- 新築住宅の購入又は既存住宅の購入の場合
  - 第1回 図面審査後速やかに。

○ 変更申請の場合、上記金額を基準に変更項目の多少により減額することとし、別途見積りとする。

(申請手数料の増額又は減額)

第3条 ジェイ・イーは、証明業務が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、住宅性能証明業務手数料を増額又は減額することができる。

(改正前の現場検査手数料の追加料金)

第4条 平成27年3月31日以前にジェイ・イーが証明書を交付している再検査に係る追加料金が発生する場合は、従前の手数料の額とする。

(附則)

この規程は、平成24年9月20日から施行する。

改正 : 平成26年4月1日

改正 : 平成27年4月1日